

Economic Commission for Europe 欧州経済委員会

Executive Committee

貿易円滑化電子ビジネスセンター

第 28 回総会

ジュネーブ、2022年10月10日から11日 (am)

翻訳
JASTPRO

貿易円滑化・電子ビジネスセンター (UN/CEFACT) 第 28 回総会報告書

I. Attendance 出席

1. 国連貿易円滑化・電子ビジネスセンター (UN/CEFACT) は、2022 年 10 月 10 日 11 日に、第 28 回目の本会議をバーチャルと対面の参加によるハイブリッド会議として開催した。
2. オーストラリア、アゼルバイジャン、ブラジル、中国、コンゴ (共和国)、チェコ共和国、フランス、ジョージア、ドイツ、インド、イタリア、日本、韓国 (共和国)、モロッコ、オランダ、パナマ、ロシア連邦、セネガル、スペイン、スウェーデン、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、ウクライナ、アメリカ合衆国、ベトナムが参加した。
3. 会議には以下の国連機関が参加した: ECE 持続可能な交通部門、国連貿易開発会議 (UNCTAD)、国際貿易センター (ITC)、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES)。会合には、グローバルスタンダード 1 (GS 1)、オブザーバー組織のアジア太平洋貿易円滑化協議会 (AFACT) の非政府組織が参加した。
4. 欧州経済委員会 (ECE) 事務局次長は、代表団を直接およびオンラインで歓迎し、国際貿易に影響を及ぼす世界的な課題に対処するための貢献を含め、UN/CEFACT の活動の価値と関連性を強調した。また、UNECE 地域における持続可能な開発のためのデジタルとグリーンの変革に焦点を当てた ECE の次の第 70 回セッションを強調した。UN/CEFACT は、既存および将来の組織または活動を考慮して、これらの努力に大きく貢献できるべきである。事務局次長はまた、マルチモーダルサプライチェーンの関連側面について、ECE のサブプログラム、例えば経済協力貿易課 (ECTD) と運輸課の間の分野横断的な協力の重要性を強調した。
5. ECTD Director が会議開催を宣言し、特に前回の本会議以降の UN/CEFACT の数多くの成果を強調し、専門家、議長団、事務局の貢献に感謝した。Director は、改正された ECE レイアウトキーに関する勧告第 2 号、ECE の第 60 回会合の成果をフォローアップし、ECE の第 70 回会合の準備に貢献する持続可能な開発と循環経済を支援する成果物、eDATA 管理、金融・支払、貿易手続促進領域の報告書など、本会議の議題に関する主要成果物の関連性を強調した。
6. COVID-19 の復興段階において特に重要であった能力構築作業の重要性は、ECTD 局長の冒頭発言で強調された。ECE 加盟国は、移行経済国におけるデジタル化と持続可能な貿易の推進に関する政策概要、グルジアから中央アジア諸国への医薬品輸出のためのビジネスプロセス分析、中小企業が手続きをデジタル化するのを支援するためのトレーニング資料の調査結果と勧告から恩恵を受ける。今後、特に公衆衛生危機や地域紛争に続くサプライチェーンの継続的な混乱に取り組むという文脈において、UN/CEFACT の活動の継続的な関連性と強化された影響を確保することの重要性を強調した。
7. UN/CEFACT 議長は、世界中からの代表団を歓迎した。彼女は、UN/CEFACT 加盟国に対し、ボランティアの専門家以外にも事務局に提供するより多くの資源を求めるよう求めた。また、UN/CEFACT 議長団の後継者計画の重要性についても言及した。彼女は、昨年選出された副議長は任期 2 年目であり、議長は 2 期目であることに言及した。そのため、彼女は新しい UN/CEFACT 議長団の職員を探すことにメンバーの注意を促した。

II. Adoption of the agenda (agenda item 1) 議題の採択

8. 事務局は本会議に対し、議題案 ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/1 が修正されたことを通知し、修正された議題案 ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/1/Rev .1 を提示した。
9. 修正には、追加文書、更新されたタイトル、非公式文書の追加翻訳、議題項目 10 と 11 の統合、およびハイブリッド会議のタイミングの制約に対応するための暫定スケジュールの修正が含まれていた。

本会議決定 22-01:本会議は、改訂された第 28 回会期の暫定議題 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/1/Rev .1) を採択した。

III. Matters arising since the twenty-seventh session (agenda item 2)

第 27 回会期以降に生じた事項

10. 事務局は、文書 ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/3 第 27 回会合以降に生じた事項を提示した。この文書は、UN/CEFACT の作業における主な進展の概要と、ECE および UN/CEFACT の勧告、貿易円滑化および電子ビジネスのための基準およびツールの実施を強化するための ECE 事務局のアプローチおよび支援活動の概要を提供する。このレポートの主な特徴は次のとおりです。
 - 電子証明書だけでなく、デジタル化や非物質化を通じたものを含め、サプライチェーンの混乱に対処するための取り組み。これらは、UNECE 地域の持続可能な開発のためのデジタルとグリーンの変革に焦点を当てた、2023 年 4 月に予定されている ECE の第 70 代委員会に沿ったものである。
 - ECE の第 60 回委員会の成果として、ECE 加盟国の持続可能な開発と循環経済への移行を支援する事務局の作業。この作業には、循環経済における持続可能なバリューチェーンの環境、社会、ガバナンスのトレーサビリティに関する新たに設立された専門家チームが含まれる;
 - グルジア、キルギス共和国、ブラジル、デンマーク、エジプト、ドイツ、インド、イタリア、ペルー、スイス、ウズベキスタン、英国に提供された能力構築活動と技術援助;
 - ECE 持続可能交通課、ECE 市場アクセス課、国連貿易開発会議 (UNCTAD)、国際貿易センター (ITC)、その他の国連地域委員会などの他の国連機関との協力; および
 - ユーラシア経済委員会や欧州委員会の移動・運輸総局 (DG MOVE) などの地域機関との連携; 租税・関税同盟総局 (DG TAXUD); 海洋水産総局 (DG MARE); 情報学総局 (DG DIGIT); 国際パートナーシップ総局 (DG INTPA); および国内市場・産業・起業・中小企業総局 (DG GROW)。
11. ECE 地域アドバイザーは、国連中央アジア経済特別計画 (SPECA)、世界貿易機関 (WTO) 貿易円滑化協定 (TFA) の実施に関する支援、UN/CEFACT のセマンティック基準と参照データモデルの実施に関連する活動の概要を示す報告書 (ECE/TRADE/CEFACT/2022/4) を提出した。

本会議決定 22-02:本会議は、第 27 回目の会合以降に生じた事項 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/3) に関する報告書に留意し、事務局に対し、2023 年の次回本会議で生じた事項について報告するよう要請した。

本会議決定 22-03:本会議は、UNECE 地域アドバイザー (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/4) からの報告書に留意した。

12. ウクライナ代表団は、デジタル化と循環経済に関する活動を強調しつつ、UN/CEFACT とその事務局の活動に謝意を表明した。ECE 貿易円滑化勧告 No.36、No.37、No.44、No.47 など、UN/CEFACT の主要成果物を強調した。さらに、特に地域紛争の文脈における UN/CEFACT 活動の関連性を強調し、貿易回廊を前進させることの重要性を強調した。
13. ロシア連邦の代表団は、報告期間中の UN/CEFACT の活動と WTO TFA 実施への貢献を評価した。キルギス共和国貿易円滑化センターへの UN/CEFACT の貢献を歓迎し、循環経済への移行に焦点を当てた優先分野におけるシステムの相互運用性とバリューチェーンの参加者間の協力の確保に取り組む。それは、循環経済における持続可能なバリューチェーンの環境的、社会的及びガバナンスのトレーサビリティに関する専門家チームの結果と、SPECA (**Special Programme for the**

Economies of Central Asia) 地域における地域アドバイザーの活動に肯定的に留意した。代表団は、第 70 回委員会の会期を考慮して、UN/CEFACT の作業の重要性を強調した。

IV. Bureau overview of developments (agenda item 3) 議長団概説

14. 議長は、第 27 回目の会合から 2022 年 8 月までの間に、議長団の決定、要約または促進活動、各プログラム開発分野 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/5) におけるプロジェクト活動を含む議長団の開発報告書を提出した。レポートでは次のように強調されている。
 - 18 回の定期的な議長団の招集、プロジェクト開発と手続き上のポイントを議論する;
 - 98 附属書 I に詳述されている議長団の決定;
 - 附属書 II に詳述されている UN/CEFACT が代表された 90 のイベント;
 - この期間に活動した 39 のプロジェクト、その附属書 III に詳述されている;
 - UN/CEFACT に登録された 1631 人の専門家; および
 - すべてのドメインコーディネーターとフォーカルポイントの委嘱を 2023 年 7 月 15 日までさらに 1 年間延長すること。
15. 議長は、2022 年 12 月 5 日及び 6 日にオンラインで開催される第 2 回 UN/CEFACT フォーラムの日程を発表した。このフォーラムは、専門家が活動の進捗状況を共有し、プロジェクトの実進を進める機会となる。彼女はさらに、事務局に連絡するための準備に貢献する意思のある加盟国を招待した。
16. ロシア連邦の代表団は、UN/CEFACT 事務局と事務局の貴重な仕事に感謝の意を表明した。

本会議決定 22-04:本会議は、UN/CEFACT Bureau overview of developments (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/5) に留意し、事務局が 2023 年に再び進展について報告するよう要請した。

V. Reports of rapporteurs (agenda item 4) 地域ラポーターの報告

17. 地域ラポーターは、文書 ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/6 に含まれる報告書を発表した。この文書は、サハラ以南アフリカの報告者 (附属書 I) とアジア太平洋の報告者 (附属書 II) から受け取った報告書で構成されている。→添付①
18. これらの報告書は、アフリカ大陸自由貿易地域やアジア太平洋貿易円滑化電子ビジネス協議会などの地域イニシアティブを強調している。また、UN/CEFACT の成果物が議論された会議を含む、会議の概要も提供する。

本会議決定 22-05:本会議は、UN/CEFACT 地域報告者報告書 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/6) に留意し、報告書が 2023 年の次回本会議で提供されるよう要請した。

VI. Recommendation for approval (agenda item 5a) 勧告の承認

19. 事務局は、承認のために本会議に提出された勧告 2: ECE レイアウトキー: 国際貿易データ交換における意味情報とコードを改訂した文書 ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/7 を提示した。この文書は、ECE レイアウトキーに関する 1981 年勧告の改訂版であり、データ交換における明確で構造化されたセマンティクスとコード化された情報の使用を促進することを目的としている。この勧告とそのガイドラインは、主要な概念の明確な定義を提供し、貿易データ交換に対するサプライチェーン・プロセス主導のアプローチについて詳述し、電子データ交換の構造の概要を示し、主要な意味アンカーを列挙している。
20. 議長は、プロジェクトリーダーとプロジェクトチームの努力に感謝の意を表した。

本会議決定 22-06:本会議は、改訂された勧告第 2 号: ECE レイアウトキー: 国際貿易データ交換における意味情報とコード (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/7) を承認した。

VII. Deliverables if support of sustainable development and circular economy as the outcomes of the sixty-ninth session of the ECE (agenda item 5b) ECE 第 69 回会議の成果としての持続可能な開発と循環経済を支援する成果物

21. 事務局は、持続可能な開発と循環経済を支援するために、以下の成果物を発表した。

- ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/8、循環経済と持続可能な資源利用のための国際的なバリューチェーンに沿った製品のトレーサビリティの強化。この政策概要案は、第 60 回 ECE 委員会の成果を受けて、ECE 地域における循環経済と天然資源の持続可能な利用への移行の加速化と題する UNDA プロジェクトの枠組みの中で作成された。農業、鉱物原料、繊維など主要分野の政策立案者が検討すべき一連の政策オプションを概説している。この文書はマルチステークホルダーとの協議を経て、2023 年 4 月の ECE 第 70 回会議に向けて最終決定される予定である。
- ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/9、衣料および履物部門におけるブロックチェーンパイロットに関する報告書。この概念実証レポートのドラフトは、現在進行中の Blockchain Pilot Project: Harnessing the potential of blockchain technology for due diligence and sustainability in cotton and leather value chains から得られた重要な発見を提示している。この試験には 13 のユースケースが含まれ、世界のすべての地域の 20 カ国で 73 のパートナーが参加した。このプロジェクトでは、世界の綿および皮革産業の代表者を雇用し、ブロックチェーンシステムにおける ECE トレーサビリティおよび透明性基準の製品トレースへの適用をテストしている。マルチステークホルダー・アプローチを採用し、グローバル・バリュー・チェーンをカバーしている。報告書草案はまた、ブロックチェーン技術を利用するための主要な実装上の課題や、他の繊維や皮革の繊維や素材にもプロジェクトを拡大する機会に関する提言も行っている。
- ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/10, *Enabling Sustainability and Circularity in the Garment and Footwear Sector: Policy Development and Industry Perspectives on Traceability and Transparency*。本報告書は、国連欧州経済委員会 (ECE) のプロジェクト「衣類・履物分野におけるより持続可能なバリューチェーンのためのトレーサビリティと透明性の強化」の主要なアウトプットである、勧告第 46 号の起草の背景作業として 2020 年に実施された机上・実地調査の結果とその実施指針、行動喚起をまとめたものである。このプロジェクトは、国際貿易センター (ITC) と協力して国連貿易円滑化・電子ビジネスセンター (UN/CEFACT) と共同で実施されており、欧州連合からの資金提供を受けている;および
- ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/INF.1, *衣服と履物のバリューチェーンにおけるコードリストと識別子に関するリファレンスガイド*。コードと識別子は、マシンツーマシンの情報フローに不可欠な要素である。これらは、一貫した意味論を保証するために正確性を容易に検証できる標準化されたデータの流れを容易にするために、時間をかけて開発されてきた。このリファレンスガイドの目的は、繊維と革のバリューチェーンにおけるトレーサビリティと透明性のためのビジネスプロセスと取引をサポートするコードリストと識別スキームを特定し、記述することです。

22. 事務局は、勧告 No.46 「衣服・履物分野における持続可能なバリューチェーンの透明性とトレーサビリティの強化 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2020/6/Rev.1) - 「持続可能性の誓約」 のための行動の呼びかけの進捗状況に関する本会議を更新した。ECE は 350 の業界関係者から約 100 の公約を受け取り、消費者や企業からの高い需要を示した。事務局は、衣服と履物のトレーサビリティに関する ECE ツールキットの更新を普及させるよう要請し、プロジェクトへの感謝の声明に対するロシア連邦の代表団に感謝した。

23. 議長は、UN/CEFACT の専門家及びプロジェクトリーダーの努力に謝意を表明した。

本会議決定 22-07: 本会議は、循環経済と持続可能な資源利用のための国際的なバリューチェーンに沿った製品のトレーサビリティの強化に関する ECE 報告書 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/8) に留意した。ECE Report on Blockchain Pilots in the Garment and Footwear Sector (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/9); 衣服と履物のバリューチェーンにおけるコードリストと識別子に関する ECE ガイド (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/10); および繊維と革のバリューチェーンのコードリストと識別子に関するリファレンスガイド (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/INF.1)

VIII. Standards for noting (agenda item 5c) 標準に関する連絡

24. 議長は、前回の本会議以降、合意された UN/CEFACT の手続きに従って、事務局が以下を発行したことを発表した。

- UN/CEFACT Core Component Library のバージョン 21 A, 21 B, 22 A;
- UN/CEFACT XML Schema Library のバージョン 21 A、21 B および 22 A;
- UN/EDIFACT ディレクトリのバージョン D .21 A, D .21 B, D .22 A;
- UN/LOCODE ディレクトリのバージョン 2021-1、2021-2、2022-1;
- バージョン 1.1 の Core Components Business Document Assembly Technical Specification (CCBDA);
- CCTS 2.01 の XML 命名規則および設計規則のバージョン 2.1.1;
- アプリケーションプログラミングインタフェース技術仕様 JSON スキーマの命名規則と設計規則;
- アプリケーションプログラミングインタフェース技術仕様オープン API の命名規則と設計規則;
- Experience Programs Information Exchange e-business 標準;
- マルチモーダル輸送のための統合トラックとトレースのビジネス要件仕様;
- 優先 E-Certificate of Origin e-business 規格;
- 取引情報ポータル of the ビジネス要件仕様;
- クロスボーダー管理参照データモデルと e-business 規格;
- E-Negotiation e-business 規格;
- 異業種間のディスパッチおよび受信プロセスのビジネス要件仕様;
- Cross Industry Scheduling Process e-business 標準;
- 輸送および物流モーダル固有 (航空) の e-ビジネス標準;および
- IMO FAL Compendium e-business 規格。

25. 議長は、これらの標準及び技術仕様を開発し維持する UN/CEFACT の技術及び e-ビジネス専門家チームに感謝の意を表明した。

本会議決定 22-08: 本会議は、議長が提示した基準と技術仕様留意し、それらを定期的に更新し続けるよう要請した。

IX. Implementation support material (agenda item 5d) 導入支援資料

26. UN/CEFACT eDATA Management Domain は、以下の成果物を本会議に提供し、注意を促した。

- 文書 ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/11、貿易円滑化におけるモノのインターネット: サプライチェーンと政府サービスにおけるモノのインターネットに関する eDATA 管理ドメインの報告書。このドキュメントでは、モノのインターネット (IoT) の利点を概説し、IoT を貿易を支援するために具体的にどのように使用できるか、および IoT システムの実装者が直面するいくつかの法的課題について考察している。
- 文書 ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/12 *Report of the eDATA Management Domain on the Internet of Things in Trade Facilitation: Guide to Internet of Things Technology, Communications and Connectivity* was が本会議に提出され、注目された。このドキュメントでは、貿易関連アプリケーションの IoT で使用される技術の概要を説明します。目的は、情報技術の実装を担当するマネージャーがアクセスできる説明を提供することです。
- 文書 ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/13、貿易円滑化のためのモノのインターネット標準に関する eDATA 管理ドメインの報告書が本会議に提出され、注目された。このレポートでは、国際的な

サプライチェーンの一部としてさまざまな関係者が運用する IoT デバイス間のデータとプロセスフローを定義する上で、UN/CEFACT 標準が果たすことができる役割と、このデータを既存のサプライチェーン自動化プロセスに相互運用可能な方法で統合する方法を強調しています。IoT データ、プロセス、情報交換標準の例を提供し、貿易円滑化アプリケーションで IoT を広く採用するためのデータニーズを特定する。

- 文書 ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/16、*国境を越えた貿易のための検証可能な信任状に関する eDATA 管理ドメインの報告書*が本会議に提出され、注目された。検証可能な資格情報、リンクされたデータ、分散化された識別子に基づいて、国境を越えた貿易のデジタル化と信頼のための非常にスケーラブルな運用モデルについて説明している。さらに、国の規制当局に包括的な実施ガイダンスを提供している。

本会議決定 22-09:本会議は、eDATA 管理分野の報告書である、貿易円滑化におけるモノのインターネット: サプライチェーンと政府サービスにおけるモノのインターネット (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/11) に関する報告書、貿易円滑化におけるモノのインターネット:モノのインターネット技術、通信および接続の手引き (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/12)、貿易円滑化のためのモノのインターネット標準に関する報告書 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/13)、および国境を越えた貿易のための検証可能な資格証明に関する報告書 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/16) に留意した。

27. UN/CEFACT Finance and Payment Domain は、以下の成果物を本会議に提供し、注意を促した。

- 文書 ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/14、*貿易円滑化を支援するためのオープンファイナンスに関する金融及び支払領域の報告書*。本報告書は、オープンバンキングとオープンファイナンスが世界的な貿易をどのように促進できるかを理解するために、それらの経済パラダイムを調査している。欧州連合 (EU) およびその他 7 カ国におけるオープンバンキングの概要を説明している。報告書は、フィンテックとオープンファイナンスの定義に加えて、貿易円滑化のためのオープンファイナンスのユースケースを説明し、政策立案者と意思決定者のための方法を提案している。

本会議決定 22-10:本会議は、貿易円滑化を支援するためのオープンファイナンスに関する金融・支払領域報告書 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/14) に留意した。

28. UN/CEFACT Trade Procedures Facilitation Domain は、以下の成果物を本会議に提供し、注意を促した。

- 文書 ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/15、*国家貿易円滑化機関への民間部門の参加に関する貿易手続円滑化分野報告書*。この報告書では、国家貿易円滑化機関 (NTFB) への民間部門の参加を強化し、その効果を高め、NTFB が貿易円滑化改革に及ぼす影響を強化するための慣行と解決策を評価している。それは、民間セクターの関与を動員するという課題に取り組み、民間セクターの貢献、所有権、代表性を強化することを目的として、NTFB の設計と促進に関するガイダンスを提供する。これは、国家貿易円滑化機関に関する ECE 勧告第 4 号と協議アプローチに関する勧告第 40 号を補完するものであり、NTFB が官民対話を促進する能力に焦点を当てた洞察を提供する。

本会議決定 22-11:本会議は、国家貿易円滑化機関への民間部門の参加に関する貿易手続円滑化分野報告書 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/15) に留意した。

29. 事務局は、マルチモーダル輸送のための統合されたトラックとトレースに関するサプライチェーンと調達ドメインの報告書 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2021/INF.4) のロシア語訳を公表した。この文書は第 27 回 UN/CEFACT 総会に提出され、ロシア語に翻訳された。

本会議決定 22-12:本会議は、マルチモーダル輸送のための統合された経路と追跡に関するサプライチェーンと調達領域の報告書のロシア語訳に留意した。(ECE/TRADE/C/CEFACT/2021/INF.4)

X. Support to capacity building and technical cooperation (agenda item 5c)

能力開発と技術協力への支援

30. 事務局と UN/CEFACT の専門家は、能力構築と技術協力への支援に関連する文書を提示した。

31. 文書 ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/17、政策概要-移行期の ECE 経済におけるデジタル化と持続可能な貿易円滑化の推進は、情報を得るために本会議に提示された。この文書は、UNDA プロジェクト「移行経済国のための証拠に基づく貿易円滑化措置」の枠組みの中で、移行経済国に焦点を当て、地域における貿易円滑化措置の実施の進捗を評価した 2021 年の「デジタル及び持続可能な貿易円滑化に関する UNECE 調査」を受けて作成された。それは、より深い分析を提供し、措置の実施において 17 の参加国が直面する課題を特定し、実施のペースを加速し、持続可能な開発のエンジンとしての貿易の可能性を活用できる政策提言を提供する。
32. 事務局はまた、文書 ECE/TRADE/471 グルジアから中央アジア諸国への調和されたシステム下における (HS) 30.03 及び 30.04 (医薬品) の医薬品輸出のためのビジネスプロセス分析を提示した。この BPA は、ジョージアの一般的な貿易と規制の状況の概要と、産業の構成と動態、輸出などの医薬品部門の主要な経済数値の分析を提供する。それは、国の輸送ネットワークの概要を示し、この分野の重要な事実を提示し、中央アジア諸国に医薬品を輸出するための貿易関連の規制および商業手続きにおける考えられるボトルネックを特定し、解決策を提案する。
33. 中小企業の電子化を支援するための研修資料 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/INF.1) が情報のために本会議に提出された。これは UNDA プロジェクト「新型コロナ後の中小企業 (MSME) セクターの復活に向けたグローバル・イニシアティブ」の枠組みの中で作成されたもので、基本的には電子データ交換に関する様々な機関の文献をまとめたものである。UN/CEFACT を通じたものを含め、中小企業の手続きのデジタル化を支援することを目的としている。
34. UN/CEFACT は、UN/CEFACT の技術的作業の簡潔でハイレベルな説明を提供することを目的としたエグゼクティブ・ガイドの開発を続けている。以下の 3 つのガイドが本会議に提出され、注目された。
- 生鮮果実・野菜電子認証管理システム実行ガイド (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/18)。このガイドでは、電子環境で新鮮な果物や野菜の輸出を管理する政府関係者や貿易業者を支援することを目的として、ワークフローの一般的でベストプラクティスの説明が提供されている。
 - 電子交渉に関するエグゼクティブ・ガイド (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/19)。この電子交渉に関するエグゼクティブ・ガイドでは、電子交渉のビジネス要件仕様について説明している。これは、さまざまな事業領域の事業者間の取引条件を調整および交渉するプロセスに適用でき、その適用に役立つシナリオを提供する。→添付②
 - 持続可能な観光体験プログラムのエグゼクティブガイドテクニカルアーティファクト (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/20)。このガイドでは、ローカルとグローバルの両方の体験プログラムを含むエクスペリエンスプログラムテクニカルアーティファクトプロジェクトを紹介し、プロジェクトのアウトプットと今後の方向性を示す。
35. 事務局は、英語のみの文書として UN/CEFACT 第 27 回本会議に提出された以下の文書のロシア語訳を提出した。
- シングルウィンドウの実装に関するトレーニング資料 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2021/INF.5);
 - 国際規格の使用に関する研修資料 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2021/INF.6); および
 - 国内貿易円滑化機関に関する研修資料 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2021/INF.7)
36. 事務局は、WTO 貿易円滑化協定第 1 条 3 項の実施のための指針: 貿易円滑化に関する質問事項 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/INF.3) という文書を提示した。この文書は、国連中央アジア経済特別計画 (SPECA) 参加国、および既存の貿易円滑化に関する質問事項の設置または機能の改善を模索しているすべての国連および/または WTO 加盟国を支援することを目的としている。
37. 議長は、これらをまとめた事務局とプロジェクトチームに感謝した。
- 本会議決定 22-13:** 本会議は、能力構築と技術協力に関する文書に留意した。

XI. United Nations Regional Commissions joint approach to trade facilitation (agenda item 5f) 貿易円滑化のための国連地域委員会の共同アプローチ

38. デジタル及び持続可能な貿易の円滑化に関する UNECE 地域報告書 2021 (ECE/TRADE/467) が情報のために本会議に提出された。この報告書は、デジタルと持続可能な貿易の円滑化に関する国連グローバル調査の結果に基づいて作成されており、2010年1月にバイルートで五地域委員会の事務局長によって合意された合同国連地域委員会のアプローチの下での共同イニシアティブを表している。ECE 44カ国が2021年版の調査に貢献した。
39. 国連デジタル・持続可能な貿易に関する世界調査の目的は、貿易円滑化措置の実施の進捗を評価し、そのような措置の実施に影響を及ぼす政策上、法的、手続上、規制上及び技術上のギャップを特定するのに役立つことである。特に、開発途上国のグローバル・バリュー・チェーンへの参加、工業製品の貿易、地域統合に関連している。

本会議決定 22-14 日:本会議は、デジタル及び持続可能な貿易円滑化に関する UNECE 地域報告書 2021 (ECE/TRADE/467) に留意し、このトピックに関する作業の継続を要請した。

XII. UN/CEFACT structure, mandate, terms of reference and procedures (agenda item 6) UN/CEFACT の構成、権限、付託事項及び手続

40. 事務局は、2023年から2024年の期間 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/21) のための新しい作業計画を作成した。議長は、この文書はすべての UN/CEFACT 専門家と協議して作成されたものであり、以前のものと同様に、UN/CEFACT 戦略文書 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2016/20/Rev.1) に基づいていることを強調した。UN/CEFACT は、新技術への取り組みを含む中核的な活動を継続する予定であり、持続可能性、循環性、デジタル化に関する主要なテーマを含むように強化されている。
41. ロシア連邦の代表団は、意欲的で複雑な作業計画を歓迎し、その成功裡の実施を奨励した。それは、ロシア連邦に関連する作業の次の側面に留意した: データの相互運用性、能力構築、勧告と基準の改訂と更新。また、年2回の UN/CEFACT フォーラムの開催を促し、UN/CEFACT ツールボックスに対する認識を高めるためのコミュニケーション活動を継続するよう求めた。それは、シングルウィンドウ評価方法論に関する UN/CEFACT プロジェクトと、ユーラシア経済連合と欧州連合の間の特定の物品の国境を越えた輸送におけるペーパーレス・データや文書交換などのパイロット・プロジェクトを歓迎した。UN/CEFACT の今後の作業の優先事項に関して、ロシア連邦の代表団は、以下の方向性を強調した: 標準開発に B2G を含めること、語彙を整合させ、UN/CEFACT のマルチモーダル輸送・貿易基準を実施することにより、輸送と貿易の間の意味的な相互運用性を促進すること、国際貿易における暗号通貨の使用を探索すること、UN/CEFACT 基準を用いたユーラシア経済連合を横断する輸送の標準化と輸送回廊のデジタル化。
42. アメリカ合衆国代表団は、UN/CEFACT 議長のリーダーシップを歓迎し、専門家と事務局の仕事に感謝した。それは、事務局の限られた資源の問題を提起し、プロジェクトや成果物の増加に比例して増加しないことを指摘した。事務局に対し、プロジェクトへの関与のレベルを評価し、UN/CEFACT 作業計画に沿ったプロジェクトを特定し、第 70 回委員会セッションとの関連性を特定するために加盟国と協議を行うよう要請した。それは、作業の重複を避けるために、輸送の傾向と経済に関する作業部会 (WP.5) および危険物輸送に関する作業部会 (WP.15) との協力の重要性を強調した。
43. 議長は、代表団の発言に感謝し、ECE の持続可能な運輸部門および国際海事機関との UN/CEFACT の協力を強調した。議長はさらに、オープン開発プロセスには、活動していないプロジェクトを終了させ、作業計画との継続的な関連性を確保するための手順があることを強調した。議長は、ボランティアベースでプロジェクトに貢献している 1600 人以上の UN/CEFACT の専門家に感謝の意を表した。
44. 事務局は、影響力と関連性、および幅広い利害関係者と専門家の参加を示す活動を特定することを目的として開始された UN/CEFACT の作業分野とプロジェクトの概要について報告した。この概要は、以下の基準に基づいている: 政策と規制の枠組みにおける UN/CEFACT 標準とツールの更新、専門家の数、およびそれぞれのメディア報道。

本会議決定 22 日から 15 日:本会議は、13 ページ C 項の変更を条件として、UN/CEFACT 作業計画 2023-2024 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/21) を承認した。

45. 事務局は、文書 ECE/TRADE/C/CEFACT/2008/39/Rev.1 国際連合貿易円滑化・電子ビジネスセンターの活動のための国際連合信託基金への予算外抛出の改訂を提示した。UN/CEFACT 事務局の要請により発行されたこの文書は、UN/CEFACT への予算外抛出の手続の概要を示し、UN/CEFACT 本会議の第 14 回会合で承認された文書 ECE/TRADE/C/CEFACT/2008/39 の改訂版である。

本会議決定 22-16:本会議は、ECE/TRADE/C/CEFACT/2008/39/Rev.1、国際連合貿易円滑化電子ビジネスセンターの活動のための国際連合信託基金への修正された特別予算抛出金に留意し、特別予算 (XB) 資金の動員において事務局を支援するとのコミットメントを表明した。

XIII. Activities of other ECE bodies and international organizations of interest to the CEFACT 国際連合貿易円滑化・電子ビジネスセンター (UN/CEFACT) が関心を持つ他の欧州経済委員会(ECE)機関及び国際機関の活動

46. 事務局は、UN/CEFACT との現在および将来の協力の可能性のある分野に参加し、強調するために 4 つの組織単位を招待した。

- (a) ECE Transport Networks and Logistics セクションは、Inland Transport and Trade Connectivity eLearning Platform を発表した。持続可能な輸送とよりスマートな接続性に向けて努力する利害関係者を支援するために、国連内陸輸送の法的手段と貿易円滑化の原則、政策提言、基準、その他のツールに関する研修を提供し、UN/CEFACT の専門家とパートナーにとって価値のある貿易接続性を促進する。
- (b) 国連貿易円滑化課は、UN/CEFACT プロジェクトへの国連貿易開発会議の積極的な関与を概説し、貿易円滑化及び運輸の分野における受益国における国連貿易開発会議の技術協力及び能力構築活動の主要なハイライトを共有した。これは、国連貿易開発会議の ASYCUDA プログラム、TrainForTrade イニシアティブ、貿易円滑化及び運輸作業プログラムに関連するプロジェクトの 2021-2022 年の成果物及び進捗を要約したものである。
- (c) 国際貿易センターは、TFA の義務に従い、20 カ国以上で 50 以上の改革の実施を支援したと報告した。それは、ECE と共同で開発された、現代的で統合されたリスク管理システムの原則、戦略、ロードマップに関する出版物を提示した。また、ペーパーレス貿易とジェンダーに配慮した貿易円滑化のためのデジタルソリューションの役割を繰り返し表明したが、これは UN/CEFACT との協力分野である。
- (d) ワシントン条約事務局は、現在の作業を提示し、協力の重要性和許可証や押収に関する情報を改善する必要性を再認識させた。ワシントン条約は、開発途上国における eCITES 許可管理システムの実施に向けて、リスクマネジメントガイダンスの策定と e 許可システムの一層の普及、ひいてはより多くの支援に関して、UN/CEFACT と協力することができる。

XIV. Advisory Group on the United Nations Code for Trade and Transport Locations (agenda item 8) 国連貿易輸送拠点コード諮問グループ

47. 国連貿易輸送拠点コード (UN/LOCODE) に関する諮問グループの報告書 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/22) および 2022-2023 年の期間の作業計画 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/23/Rev.1) に示されているように、国連貿易輸送拠点コード (UN/LOCODE) に関する諮問グループの過去の作業を提示した。

48. UN/CEFACT 本会議は、2021 年 11 月 23 日から 2022 年 1 月 23 日まで開催された会期間承認手続きを通じて、UN/LOCODE 諮問グループの権限と付託事項、および作業計画 2022-2023 を採択した。執行委員会 (EXCOM) は、2022 年 3 月 24 日の第 121 回会合において、UN/LOCODE に関する諮問グループの権限と付託条項を承認した。

49. 文書 ECE/EX/2022/L.5 国連貿易円滑化・電子ビジネスセンターに関連する事項に関する決定は、本会議に提出され、注目された。

本会議決定 22-17:本会議は、前回本会議以降の活動に関する UN/LOCODE 諮問グループの報告書 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/22) を承認し、UN/LOCODE 作業計画 2022-2023 に関する諮問グループ (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/23/Rev.1) および国連貿易円滑化電子ビジネスセンター (ECE/EX/2022/L.5) に関する事項に関する決定に留意した。

XV. Team of Specialists on Environmental, Social and Governance (ESG) Traceability of Sustainable Value Chains in the Circular Economy

(agenda item 9) 循環経済における持続可能なバリューチェーンの環境、社会、ガバナンスのトレーサビリティに関する専門家チーム

50. 事務局は、2021年11月10日に開催された第1回会議で循環経済における持続可能なバリューチェーンの環境、社会、ガバナンスのトレーサビリティに関する専門家チームの作業を発表し、第1回会合における循環経済における持続可能なバリューチェーンの環境、社会、ガバナンスのトレーサビリティに関する専門家チームの報告書 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/24) として承認を求めた。事務局は、2022年10月6日に行われた第2回会議と、会議中に行われた主要な決定について本会議に報告した。専門家チームの第二回会議は、専門家チームの任務を2025年まで延長するよう第28回 UN/CEFACT 総会に要請した。
51. そして、文書 ECE/TRADE/C/CEFACT/2021/23/Rev.1 に概説されている循環経済における持続可能なバリューチェーンの環境、社会、ガバナンスのトレーサビリティに関する専門家チームの権限と付託事項の改訂を提示した。この文書は、第27回 UN/CEFACT 本会議 (本会議決定 21-24) で承認された。

本会議決定 22-19:本会議は、循環経済における持続可能なバリューチェーンの環境的、社会的及びガバナンスのトレーサビリティに関する専門家チームの報告書を2021年の最初の会合で (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/24) を承認し、その作業に対する感謝の意を表明し、UNECE の第60回目と第70回目の委員会セッション(循環経済と天然資源の持続可能な利用、デジタル化とグリーン化)の分野横断的な優先課題との関連性に留意した。

本会議決定 22-20. 本会議は、循環経済における持続可能なバリューチェーンの環境、社会、ガバナンスのトレーサビリティに関する専門家チームの改訂されたマנדートと付託条項 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2021/23/Rev.1) に留意し、そのマנדートを2025年まで延長することを決定し、移行経済国における UNECE 文書の展開を支援するための特別予算の資金の利用可能性を調査するためにドナーを招待した。

XVI. Future Challenges in trade facilitation and electronic business in the context of the Seventieth session of the Economic Commission for Europe (agenda item 10) 第70回欧州経済委員会 の文脈における貿易円滑化と電子ビジネスの将来の課題

52. 第70回目の ECE は、2023年4月にジュネーブのパレ・デ・ナシオンで開催される。2021年12月16日の第119回会合での包括的な協議を経て、EXCOM は第70回目のハイレベルセグメントに横断的なテーマを指定した。したがって、2023年の ECE の議論は ECE 地域の持続可能な開発のためのデジタルとグリーンの変革 (EXCOM 非公式文書 No.2021/32) に焦点を当てる予定である。
53. UN/CEFACT は、関連する ECE ツールと機器の簡単な在庫を準備するよう要請されており、議長から本会議に提出されたもので、すでに完了したテーマ別行動と関連する進行中の作業の簡単な概要を網羅している (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/INF.2)。

本会議決定 22-21: 本会議は、ECE 事務局長による UN/CEFACT 議長への要請と回答 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/INF.4) に留意した。

54. 講演者は、繊維、衣料品、重要な原材料部門におけるトレーサビリティに対する消費者、投資家、規制当局からの高い需要を強調した。これらの分野は気候や人権に大きな影響を与える。ネットゼロの目標を達成するためには、環境基準、社会基準、ガバナンス基準の遵守が重要である。これには、先進技術の利益を考慮し、技術支援や中小企業との協力を通じて新興経済国を関与させ、イン

センティブのシステムを開発するための政策や規範の方向性を超えた統合的な行動が必要である。標準的な観点からは、ポスト消費分野への拡大に伴う企業間、企業対消費者、企業対政府の標準の調和と発展が必要である。

55. 講演者は、ウクライナの港湾における汚職防止、港湾情報システムの開発、2022年の穀物回廊の設置のためのECE勧告第33号、第34号、第35号の重要性を強調した。これにより、紙やペーパーレスの文書の処理を可能にしつつ、より迅速なデータ処理が可能になった。
56. 講演者は、COVID-19のパンデミック中の混乱を防いだECE勧告No.36とNo.37の役割を強調した。演説者は、国家貿易円滑化委員会のメンバーのための能力構築活動、GUAM民主主義・経済開発機構諸国の文書処理を迅速化するためのデータ量を含むデータパイプラインに関する研究の実施の重要性を強調した。講演者は、第28回目のUN/CEFACT総会に提出されるべき貿易回廊に関する2022年の簡単な研究と2023年のより大規模な研究の必要性を強調した。
57. 講演者は、認証情報/分散型識別子ベースのソリューションを検証する方法によって信頼を確立することの重要性を強調した。デジタルデータ交換や署名などの暗号化プロセスは、新しい技術とは程遠い。ドキュメント/取引、取引または交換の信頼性を真に検証するために、JSON-LD(jsonリンクデータ)などの先進技術を使用した信頼のデジタル化は、新しいデジタルグリーンの世界の未来です。UN/CEFACTは、グローバルに調和され、定義され、明確に定義された意味論を提供する要素のライブラリを提供することによって、これに貢献している。
58. セッションの最後に、議長は専門家の貢献に感謝の意を表明し、UN/EDIFACT、国連貿易データ要素ディレクトリ(UNTDDED)、UN/LOCODEなど、広く実施されている既存の成果物を支援するUN/CEFACTの重要性を強調した。
59. 事務局は、UN/CEFACTにとって重要な重要な日付を発表した。すなわち、第39回目のUN/CEFACTフォーラムが2022年12月6日と5日に事実上開催されること、第70回目のECE委員会セッションが2023年4月に予定されていること、第40回目のUN/CEFACTフォーラムが2023年5月8日から12日に予定されていること、そして第29回目のUN/CEFACT本会議が2023年11月22日・23日に予定されていることである。さらに、2023年1月からすべてのセッションを対面で行う予定であると発表した。→添付③

XVIII. Other business (agenda item 11) その他

60. その他のビジネスポイントは挙げられなかった。

XIX. Adoption of decisions and draft report of the twenty-eighth session (agenda item 12) 第28回総会の決定の採択と報告書(議事録)案

61. 確立された慣行に従い、事務局はこのセッションで行われた決定を読み上げ、本会議はその承認を確認した。

本会議決定 22-22:本会議は、貿易円滑化・電子ビジネスセンター(UN/CEFACT)の第28回総会における報告書(議事録)、文書ECE/TRADE/C/CEFACT/2022/2を承認した。この文書は、ECE執行委員会の決定(ECE/EX/2020/L.12)に従って、加盟国代表の技術的接続が困難な場合に沈黙手続の対象となる。

添付①

Report of Rapporteur for Asia-Pacific Item 4



AFACT

the Asia Pacific Council for Trade Facilitation and Electronic Business

- The countries and regional bodies in the Asia-Pacific region continue their efforts to realize the potential of e-business and trade facilitation for regional development.
- AFACT is positioned to stimulate, improve and promote the ability of business, trade and administrative organizations in the Asia-Pacific region to exchange products and relevant services effectively through the use of international standards and best practices—especially those developed and promoted by UN/CEFACT.

1

Report of Rapporteur for Asia-Pacific Item 4



Status

- A midterm meeting in the first half of the year and a plenary in the latter half of the year are held annually. All members are welcome to attend, share experiences and knowledge and identify key strategic issues.
 - Meetings are conducted by the Host country each year:
 - Year 2018: Bangladesh
 - Year 2019: Thailand
 - Year 2020: Malaysia
 - Year 2021: Malaysia
 - Year 2022: Japan
- Due to the COVID-19 pandemic, all the AFACT Plenary and Steering Committee meetings were held online and the face-to-face events such as the eAsia Award were canceled in year 2020-2022.
- The AFACT permanent secretariat was changed from Iran to Institute for Information Industry (III) of Chinese Taipei in 2021.

2

Report of Rapporteur for Asia-Pacific

Item 4



UN / CEFACT



Activities

➤ Interoperability among trade information platforms

The purpose of this project to survey the trade information platforms based on the blockchain technology in Asia and to look for the collaboration approach for interoperability.

➤ Electronic negotiation use case

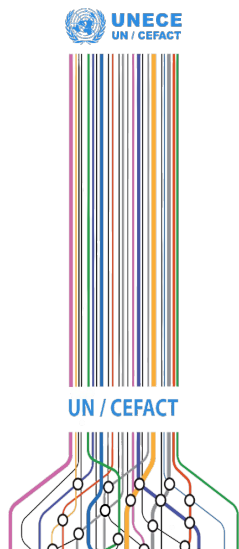
The purpose of this electronic negotiation use case project in AFACT is to introduce AFACT members the electronic negotiation protocol and to develop the guidelines for several business domains in Asia.

➤ Sustainable Tourism and Experience Programs

The purpose of this activity is to vitalize the UN/CEFACT TT&L projects (Sustainable Tourism, Experience Programs) in Asia and Pacific region.

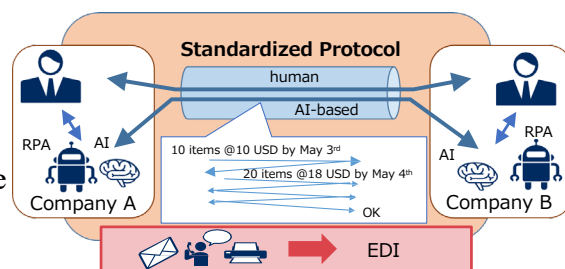
添付②

Executive Guide on e-Negotiation Item 5e



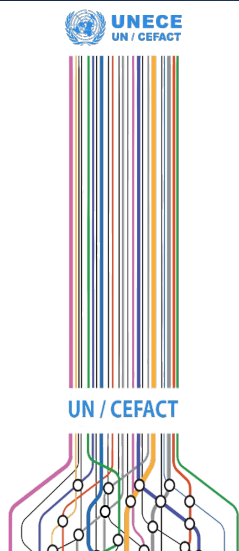
What is e-Negotiation

➤ In addition to DX, AI and RPA can ultimately assist in achieving better negotiating conditions. Current human-based negotiations require a human decision at each proposal; therefore, message exchange can increase exponentially to reach the best solution among possible conditions of the agreement. With an AI negotiator, the exchange can be automated allowing to reach better conditions faster.



1

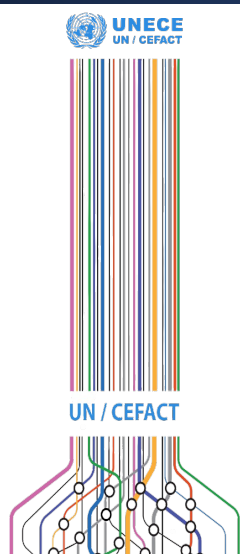
Executive Guide on e-Negotiation Item 5e



Deliverables

- BRS: e-Negotiation published Nov/2021
- e-Negotiation Data Model in CCL 2022A
- Executive Guide on e-Negotiation:
ECE/TRADE/CEFACT/2022/19/Rev.1

2



Use Cases

➤ Bid process in maritime transportation

BCO (Beneficial Cargo Owner) invites the maritime transportation companies to bid process for annual services, and negotiating service offers. It is competitive negotiation.

➤ Freight space adjustment in air cargo

This case is the nested negotiation among Consignor, Forwarder and Carrier.

➤ International forwarding and transport booking

This case is trying to apply the negotiation protocol to the UN/CEFACT booking BRS.

➤ Scheduling in manufacturing

This case shows the negotiation among a manufacturer and suppliers for "Demand Forecast" and "Supply Instruction" through the supply chain.

These use cases are still under trial stage.

We hope that electronic negotiations will become part of our normal business processes soon.

添付③

The 39th UN/CEFACT Forum Agenda

Day 1 5 December	Day 2 6 December
<p>Opening session 10.30-11.00 (tbc Ms. Elisabeth Tuerk)</p>	
<p>11:00-13:00 Group 1: Digital transport (transit + corridors) Group 2: MLETR (Model Law on Electronic Transferable Records) Group 3: JSON-LD</p>	<p>11:00-13:00 Group 1: Interledger CoO (?) Group 2: Project Conformity Group 3: Sustainable tourism</p>
<p>14:00-16:00 Group 1: SWAM (Single Window Assessment Methodology) Group 2: Use of AI in TF Group 3: ToS (?)</p>	<p>14:00-16:00 Group 1: CII Light Group 2: Transport/API (to be updated by Hanane) Group 3: Library Methodology + API Town plan</p>
	<p>Closing session 16:00-17:00</p>